

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 5 月 12 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600248 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1700015 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 15 年 12 月 12 日の標準賞与額を 16 万円、平成 16 年 3 月 31 日の標準賞与額を 3 万円、同年 7 月 15 日の標準賞与額を 9 万 2,000 円、同年 12 月 15 日の標準賞与額を 18 万円、平成 17 年 7 月 15 日の標準賞与額を 10 万 1,000 円、同年 12 月 15 日の標準賞与額を 14 万円、平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額を 16 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 12 日、平成 16 年 3 月 31 日、同年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日、平成 17 年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日及び平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 12 日、平成 16 年 3 月 31 日、同年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日、平成 17 年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日及び平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 12 月
② 平成 16 年 3 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 17 年 12 月
⑦ 平成 18 年 12 月

私は、平成 13 年 3 月 1 日から A 社に勤務し、請求期間①から⑦までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、請求者から提出された預金通帳（写し。以下同じ。）及び金融機関発行の「お通帳未記帳取引明細」並びに同僚から提出された賞与明細書及び事業主の回答により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から⑥までの賞与支給日については、上記預金通帳又はお通帳未記帳取引明細により確認できる振込日から、請求期間①は平成15年12月12日、請求期間②は平成16年3月31日、請求期間③は同年7月15日、請求期間④は同年12月15日、請求期間⑤は平成17年7月15日、請求期間⑥は同年12月15日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記の預金通帳又はお通帳未記帳取引明細及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は16万円、請求期間②は3万円、請求期間③は9万2,000円、請求期間④は18万円、請求期間⑤は10万1,000円、請求期間⑥に係る標準賞与額については、上記のお通帳未記帳取引明細及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、14万円とすることが妥当である。

請求期間⑦について、事業主から提出された賞与明細書により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間⑦の賞与支給日については、上記預金通帳により確認できる振込日から、平成18年12月15日とすることが妥当である。

また、請求期間⑦の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、16万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600252号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700016号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を14万円、平成17年7月15日の標準賞与額を8万2,000円、同年12月15日の標準賞与額を10万9,000円、平成18年12月15日の標準賞与額を13万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月
④ 平成17年7月
⑤ 平成17年12月
⑥ 平成18年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑥までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間③、④及び⑤について、金融機関から提出された「預金元帳」、同僚から提出された賞与明細書及び事業主の回答により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間③、④及び⑤の賞与支給日については、上記預金元帳により確認できる振込日から、請求期間③は平成16年12月15日、請求期間④は平成17年7月15日、請求期間⑤は同年12月15日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③及び④に係る標準賞与額については、上記の預金元帳及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間③は14万円、請求期間④は8万2,000円、請求期間⑤に係る標準賞与額については、上記の預金元帳及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、10万9,000円とすることが妥当である。

請求期間⑥について、事業主から提出された賞与明細書により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間⑥の賞与支給日については、上記預金元帳により確認できる振込日から、平成18年12月15日とすることが妥当である。

また、請求期間⑥の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、13万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①及び②について、事業主は、当該期間に係る貸金台帳等を保存していないため、当時の資料を得ることができない上、請求者も、当該期間に係る賞与明細書及び当時の預金通帳を所持していない。

また、上記の金融機関は、平成16年9月10日以前の預金取引明細については保管していないと回答していることから、請求期間①及び②に係る賞与の振込を確認することはできない。

さらに、請求者から提出された「平成16年分 給与所得の源泉徴収票」により、「支払金額」及び「社会保険料等の金額」から、それぞれの年間総額は確認できるものの、その内訳は不明であることから、請求期間②の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600273号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700018号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月12日の標準賞与額を13万1,000円、平成16年3月31日の標準賞与額を3万円、同年7月15日の標準賞与額を8万円、同年12月15日の標準賞与額を14万円、平成17年7月15日の標準賞与額を8万3,000円、同年12月15日の標準賞与額を10万9,000円、平成18年12月15日の標準賞与額を13万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年3月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑦までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、金融機関から提出された「普通預金元帳」、同僚から提出された賞与明細書及び事業主の回答により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から⑥までの賞与支給日については、上記普通預金元帳により確認できる振込日から、請求期間①は平成15年12月12日、請求期間②は平成16年3月31日、請求期間③は同年7月15日、請求期間④は同年12月15日、請求期間⑤は平成17年7月15日、請求期間⑥は同年12月15日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記の普通預金元帳及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は13万1,000円、請求期間②は3万円、請求期間③は8万円、請求期間④は14万円、請求期間⑤は8万3,000円、請求期間⑥に係る標準賞与額については、上記の普通預金元帳及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、10万9,000円とすることが妥当である。

請求期間⑦について、事業主から提出された賞与明細書により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間⑦の賞与支給日については、上記普通預金元帳により確認できる振込日から、平成18年12月15日とすることが妥当である。

また、請求期間⑦の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、13万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600254号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月

私は、A社において、請求期間①及び②に賞与を支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、A社から賞与を支給されていたと主張している。しかしながら、事業主は、請求期間①及び②に係る貸金台帳等を保存していないため、当時の資料を得ることができない上、請求者も、当該期間に係る賞与明細書及び当時の預金通帳を所持していない。

また、請求者が賞与の振込先としていたとする預金口座において、請求期間①及び②に係る賞与の振込は確認できない上、請求者は上記以外の金融機関名及び口座番号についての記憶が定かではないことから、当該期間において、請求者に賞与が支給された事実、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。